

別添1

都市再生整備計画(第10回変更)

た か さ き し ちゅうしん し が い ち
高崎市中心市街地地区

群馬県 た か さ き
高崎市

平成27年12月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	群馬県	市町村名	たかき高崎市	地区名	たかきしちゅうしんしがいら高崎市中心市街地地区	面積	175.0 ha
計画期間	平成23年度～平成27年度	交付期間	平成23年度～平成27年度				

目標
【目標1】広域圏からの来街者の増加 複合交通ターミナルの整備などにより、新幹線・高速自動車道等の広域ネットワークの結節点である機能を一層強化し、広域圏からのアクセス性を高め、来街者の増加や商業施設の集積によるまちなか再生を図ります。
【目標2】まちなか回遊性の向上 お堀周辺の歩道やコミュニティ道路等、まちなかサインの整備を促進し、快適で便利な歩行空間を創出するとともに、オープンカフェ、コミュニティサイクルに取り組むことで、自由度の高い回遊性と心地よい時間を体感できる中心市街地の形成を目指します。
目標設定の根拠
まちづくりの経緯及び現況 ・高崎市は新幹線・高速自動車道等の広域ネットワークの結節点であり、その中心市街地としての位置づけを堅持する上で重要な要素である高崎駅は、多数の鉄道やバス路線が乗り入れる県内随一の広域交通ターミナル機能を擁している。本地区はその交流拠点であるとともに、高崎市の中心拠点として、区画整理による面的整備と市街地再開発等による建築物整備を進め、複合的で立体的な都市基盤整備を進めている。 ・高崎市第5次総合計画においては、まちづくりの基本戦略として「高崎駅を中心としたまちづくり」を掲げ、さらなる都市機能の集積を図っていくことにより、多くの人々が集まり新しい都市文化や経済活動を生み出すような、にぎわいと躍動感あふれるまちづくりを目指している。 ・平成18年度から平成22年度の都市再生整備計画事業により、高崎駅舎の改修やペDESTリアンデッキ築造等、駅を中心とした基盤整備、バリアフリーが推進され、さらには区画整理や高質空間形成により、高崎市の玄関口としてふさわしいまちなみの形成が整いつつある。 ・平成20年には中心市街地活性化基本計画を策定し、商業集積の促進等による経済活力の活性化、まちの魅力や集客力の向上による交流拠点性らしいにぎわい、音楽を中心とした文化の創造・発信を基本理念にまちづくりを推進している。
課題
・高崎市の中心市街地は、古くから交通の要衝として発展した歴史を有しており、今日でも高崎駅は、上越・北陸新幹線をはじめ多数の鉄道やバス路線が乗り入れる県内随一の広域交通ターミナル機能を擁し、規模的にも県内最大の都市となったが、大型小売店の郊外立地や、小規模住宅など開発のスローールが生じ、中心市街地の地位は相対的に低下している。生活スタイルの変化や人口構造の変化、商業施設の拡散等さまざまな課題があるなかで、広域交流拠点機能をさらに充実させ、快適でにぎわいのある都市を再生するなど、人々を魅きつけるまちづくりが急務となっている。 ・市役所、群馬音楽センター、国立病院機構高崎病院、城址公園、もてなし広場などが立地している城址地区では、さらに市立図書館の移設、保健所の新設により、多くの市民が利用する各種の公益施設が集合する『行政・文化・医療機能のコアゾーン』が中心市街地西部に形成されることとなった。また、高崎駅東口は高崎駅舎の改修、ペDESTリアンデッキや駅前広場の整備が完了し、さらに複合交通ターミナルの整備が予定されており、駅西口的大型商業施設や店舗・飲食店が集積する地区と合わせ、中心市街地東部における『商業・交通機能のコアゾーン』が形成されている。これら2つのコアゾーンを、人・もの・情報の流動を促進させることで有機的に結ぶ手段が必要となっている。
将来ビジョン(中長期)
・高崎市都市計画マスタープラン(平成21年度策定)においては、公共交通により中心市街地と高崎市内とを繋ぐとともに、新幹線、高速自動車道の広域的ネットワークにより「多核連携都市」を実現し、地域の活性化と新たな産業と文化の創造により、北関東の中核都市にふさわしい都市構造の形成を掲げている。複合交通ターミナルの整備と高崎駅東口から伸びる東毛広域幹線道路および関越自動車道スマートインターチェンジの整備などにより、高崎駅の持つ広域交通ターミナル機能を一層強化し、市内各地域や広域圏からのアクセス性を高め、地域経済を牽引すべく、経済活力の増進を図るものとする。 ・また、まちなか居住と商業・業務機能の強化を図りながら、オープンカフェなどの実施によるにぎわいや回遊性の向上と歩いて暮らせる利便性の高い中心市街地の実現を目指している。深刻になる高齢化社会を考慮し、交通弱者への配慮や環境負荷の低減などの面からも、歩行環境の改善や公共交通の充実により快適な移動手段の整備を推進する。公益施設が集積するこの地区で、さらにコンベンション施設など都市機能の充実により、自立性と持続性を持ったコンパクトシティの形成が可能となる。

目標を定量化する指標							
指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	
						目標値	目標年度
①高速バス乗り入れ便数	便／日	1週間あたりの高崎駅東口ロータリーへの高速バス乗り入れ便数	「目標1:広域圏からの来街者の増加」を図るため、東口ロータリーの整備等によって、高速バスのアクセス性を改善し、利用客の利便性向上と高速バスの乗り入れ便数の増加を目指す。	35	平成22年度	42	平成27年度
②中心市街地循環バス利用者数	人／日	1日あたりの中心市街地循環バスの利用者数	「目標2:まちなかの回遊性の向上」を図るため、歩行環境および公共サイン整備を推進し、もって、まちなかの散策や買い物客に活用される中心市街地循環バス利用者数の増加を目指す。	74	平成22年度	89	平成27年度

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針		方針に合致する主要な事業
(広域圏からの来街者の増加) ・広域交通ネットワークの拠点の機能をさらに強化することにより、県内ばかりでなく、広域圏からのアクセス性を高める。 ・高崎の玄関口として相応しいまちなかの景観やにぎわいを創出し、都市としての魅力を高めることにより、来街者の増加を促す。		【基幹事業】 ・高質空間形成施設：区画道路7号線歩道景観整備事業 ・高質空間形成施設：お濠周辺修景施設・歩道整備事業 ・高質空間形成施設：高崎駅東口駅前広場緑化整備事業 ・高次都市施設：複合交通ターミナル整備事業 ・土地区画整理事業：高崎駅周辺(西口)地区 【関連事業】 ・土地区画整理事業「城址周辺地区」 ・土地区画整理事業「東口第二地区」 ・土地区画整理事業「高崎駅周辺(西口)地区」 ・土地区画整理事業「西口線周辺地区」 ・優良建築物等整備事業「高崎駅西口第四地区」 ・優良建築物等整備事業「高崎駅東口第八地区」
(まちなか回遊性の向上) ・バリアフリー化された、安全で移動しやすい歩行環境を整備するとともに、各種公益施設へのアクセス性の向上を図る。 ・サイン整備やオープンカフェ、コミュニティサイクルなどにより、来街者をまちなか散策へと誘導し、楽しく回遊ができ、長く滞在したくなるまちづくりを推進する。		【基幹事業】 ・地域生活基盤施設：まちなかサイン整備事業 ・地域生活基盤施設：高崎公園・烏川緑地間人道橋整備事業 ・地域生活基盤施設：高崎駅西口ベデストリアンデッキ整備事業 【関連事業】 ・中心市街地活性化広場公園整備事業「烏川緑地等」 ・庁舎文化施設周辺・商店街にぎわい創出支援事業 ・コミュニティーシネマ活動支援事業 ・花路花通り事業 ・オープンカフェ事業 ・コミュニティサイクル事業
その他 ○交付期間中の事業管理について 交付期間中の円滑な事業推進のため、関連部署間の連携に努め、事業進度管理や事業効果等について定期的な協議を行う。 事業の内容・成果等について、市広報誌およびホームページにより適宜周知する。 ○オープンカフェ(カフェならびに食事施設)事業及びコミュニティサイクル事業の道路占用許可基準の特例に関する事業主体(占有主体)について 「高崎まちなかオープンカフェ推進協議会」は、高崎商工会議所を中心に地元商店街、飲食店、高崎市等で委員を構成しており、地元の意見調整等を自ら行うことで公平性を担保する能力を有する市内唯一の組織であることから、オープンカフェ事業の事業主体に選定する。 「高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会」も同様に、地元の意見調整等を自ら行える委員構成の市内唯一の組織であり、コミュニティサイクル事業の事業主体に選定する。		

様式3 目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項

交付対象事業費	1,522.9	交付限度額	685.3	国費率	0.45
---------	---------	-------	-------	-----	------

(金額の単位は百万円)

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体 事業費	交付期間内 事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象 事業費
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度					
道路														
公園														
古都及び緑地保全事業														
河川														
下水道														
駐車場有効利用システム														
地域生活基盤施設	まちなかサイン整備事業	高崎市	直	16箇所	平成23年度	平成27年度	平成23年度	平成27年度	2.3	2.3	2.3	0	2.3	
	高崎公園・烏川緑地間人遊歩整備事業	高崎市	直	L=47m	平成24年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	513.9	513.9	513.9	0	513.9	
	高崎駅西口ペDESTリアンデッキ整備事業	高崎市	直	A=292㎡	平成25年度	平成27年度	平成25年度	平成27年度	514.1	514.1	514.1	0	514.1	
	区画道路7号線歩道景観整備事業	高崎市	直	L=100m	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	19.4	19.4	19.4	0	19.4	
	高質空間形成施設	お濠周辺修景施設・歩道整備事業	高崎市	直	L=265m	平成18年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	335	142.4	142.4	0	142.4
高次都市施設	高崎駅東口駅前広場緑化整備事業	高崎市	直	A=1,000㎡	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	1.2	1.2	1.2	0	1.2	
	複合交通ターミナル整備事業	高崎市	直	A=3,000㎡	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	115.3	115.3	115.3	0	115.3	
中心拠点誘導施設														
生活拠点誘導施設														
既存建造物活用事業(中心拠点誘導施設)														
土地区画整理事業	高崎駅周辺(西口)地区	高崎市	直	17.8ha	昭和55年度	平成27年度	平成23年度	平成27年度	214.3	214.3	214.3	0	214.3	
市街地再開発事業														
住宅街区整備事業														
地区再開発事業														
バリアフリー環境整備事業														
優良建築物等整備事業														
住宅市街地	拠点開発型													
総合整備	沿道等整備型													
事業	密集住宅市街地整備型													
	耐震改修促進型													
街なみ環境整備事業														
住宅地区改良事業等														
都心共同住宅供給事業														
公営住宅等整備														
都市再生住宅等整備														
防災街区整備事業														
合計									1,716	1,523	1,523	0	1,523	…A

提案事業(継続地区の場合のみ記載)														
事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体 事業費	交付期間内 事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象 事業費
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度					
地域創造														
支援事業														
事業活用調査														
まちづくり活動推進事業														
合計										0	0	0	0	0

[illegible]

協定制度等の取り組み								
官民連携によるエリアマネジメント方針等								
事業番号	事業	事業の目的／事業によって解決される課題	事業期間	事業主体	活用する制度			
					道路占用許可特別措置法46条10項)	都市再生整備歩行者経路協定（都市再生特別措置法46条12項）	都市利便増進協定（都市再生特別措置法46条13項）	河川敷地占用許可（河川敷地占用許可準則22）
1	●オープンカフェ（カフェならびに食事施設）の設置 オープンカフェを設置して適切に維持管理することにより、まちのにぎわいを創出する。	小休憩のできる滞留空間を形成し、華やかで賑わいのある歩行者空間を創出する。	H25～H27	高崎まちなかオープンカフェ推進協議会	○			
2	●自転車駐輪器具（サイクルポート）の整備 民間が中心となった協議会を組織し、コミュニティサイクル専用の自転車駐輪器具を活用して事業の管理・運営を図る。	放置自転車・違法駐輪を解消し、まちなかの回遊性向上と良質な景観の形成を図る。	H25～H27	高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会	○			
3								
4								

制度別詳細1(道路占用に関する事項) 都市再生特別措置法46条10項

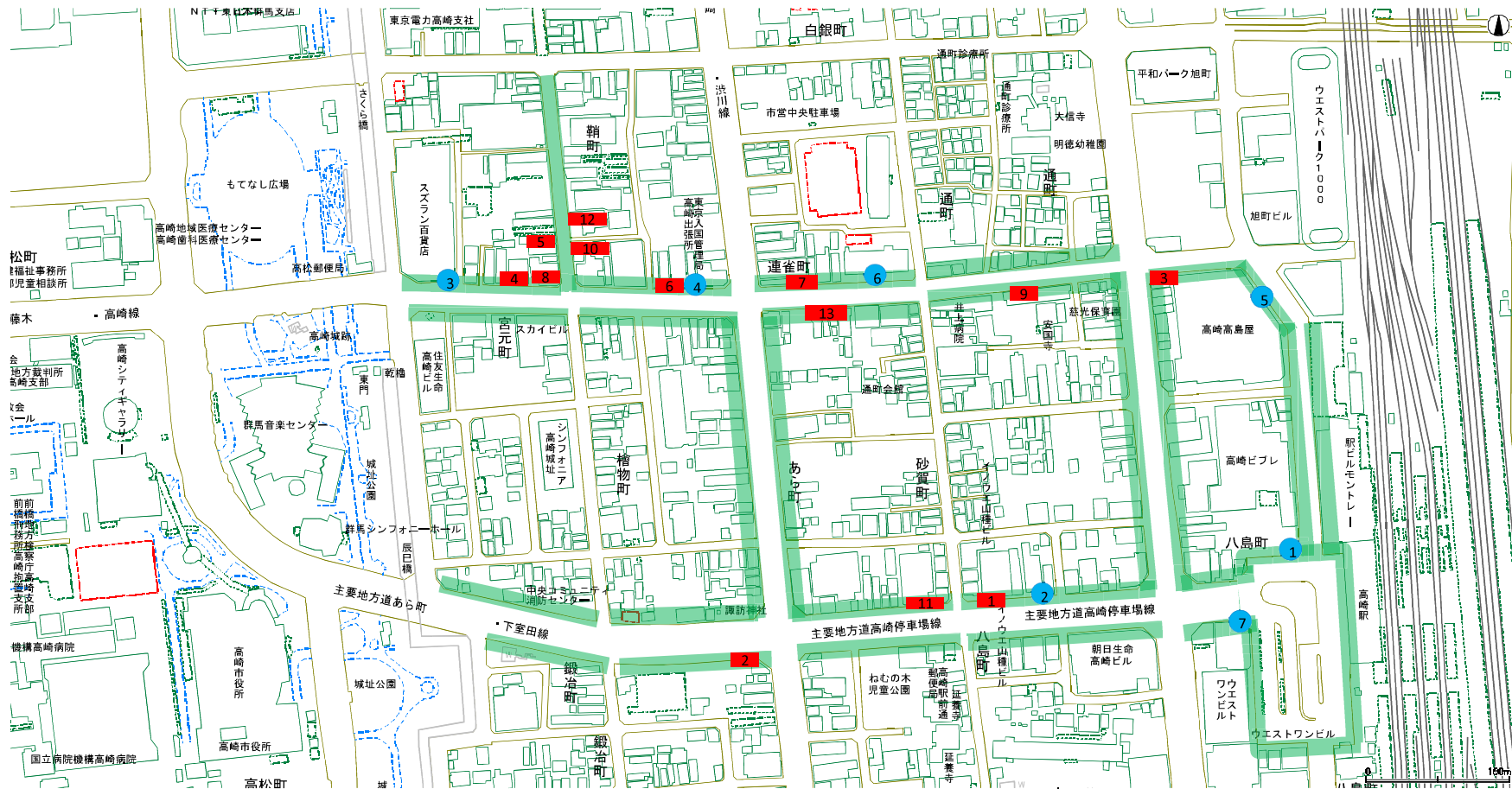
制度の活用計画				
占用対象施設			占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置
道路 占用 許可 特例 対象 施設	1	オープンカフェ(カフェならびに 食事施設)の椅子等	路線名:主要地方道藤木高崎線歩道部(宮元町17番地1～連雀町71番地の区間) 路線名:主要地方道あら町下室田線歩道部(あら町89番地) 路線名:主要地方道高崎停車場線歩道部(あら町116番地7～八島町5番地の区画) 路線名:高崎市道A572号線歩道部(鞆町1番地～鞆町80番地の区間) 路線名:高崎市道A629号線歩道部(連雀町23番地1～旭町37番地21の区間)	・カフェならびに食事施設周辺の清掃を実施する ・歩道部にゴミ等が落とされた場合にはこまめに清掃する ・店舗周辺の歩道部分に違法駐輪が増えないよう、利用者へのマナーの周知を図る
	2	自転車駐輪器具(サイクル ポート)	路線名:主要地方道藤木高崎線歩道部(宮元町13番地1～連雀町78番地の区間) 路線名:主要地方道高崎停車場線歩道部(八島町14番地8) 路線名:高崎市道A633号線歩道部(八島町41番地2) 路線名:高崎市道A654号線歩道部(旭町45番地1、八島町58番地1) 路線名:高崎市道A629号線歩道部(連雀町12番地1)	・自転車駐輪器具に落ち葉が吹きだまらないよう、乗り降りするエリアをこまめに清掃する ・自転車駐輪器具設置個所の周囲で違法駐輪が起きないように、注意喚起を徹底する。
	3			
	4			
	5			

制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

道路占用許可特例対象施設



道路占用許可の特例を活用し、
にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域

凡例 (道路占用許可特例の対象となる施設)

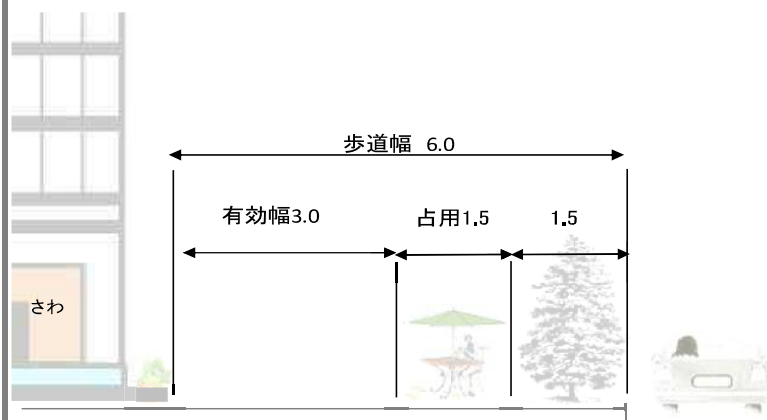
1. オープンカフェ(カフェならびに食事施設)
2. 自転車駐輪器具(サイクルポート)

制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

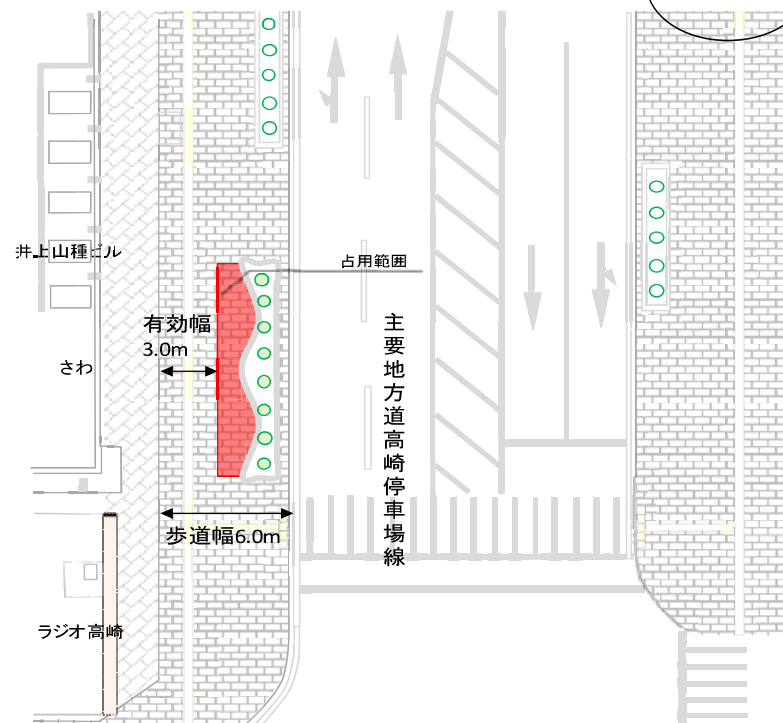
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



※主要地方道高崎停車場線



①
さわ

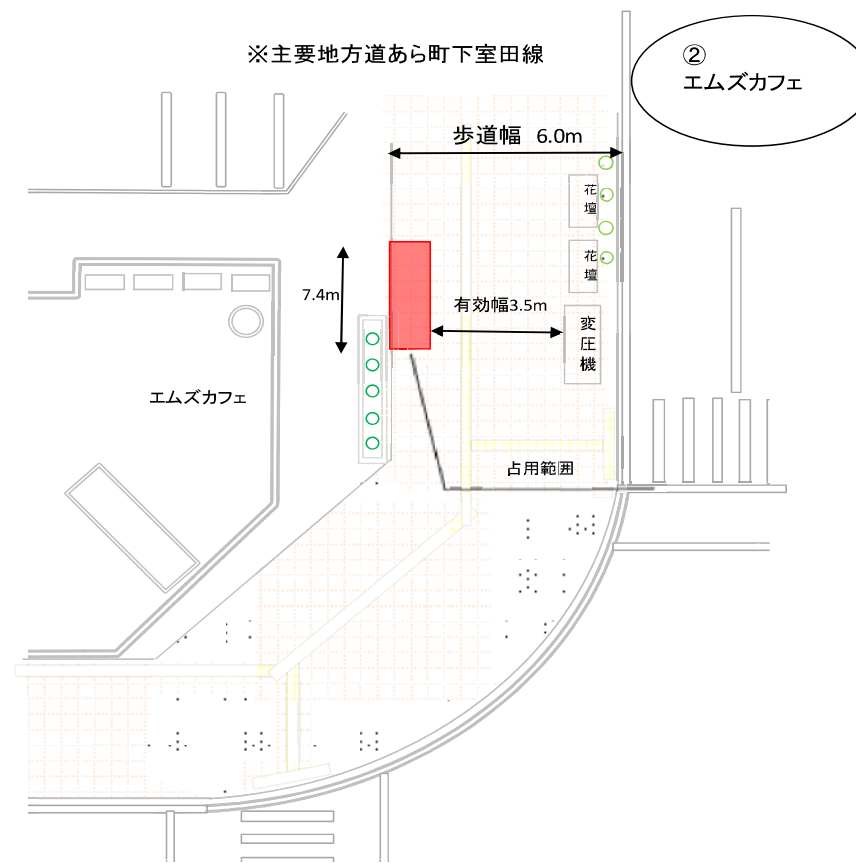
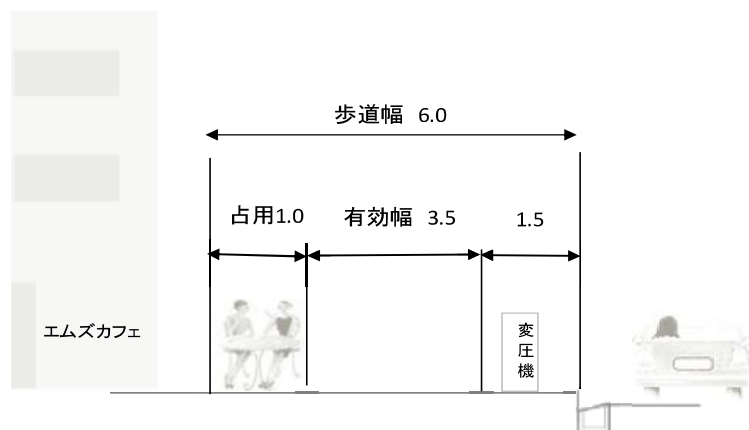
凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

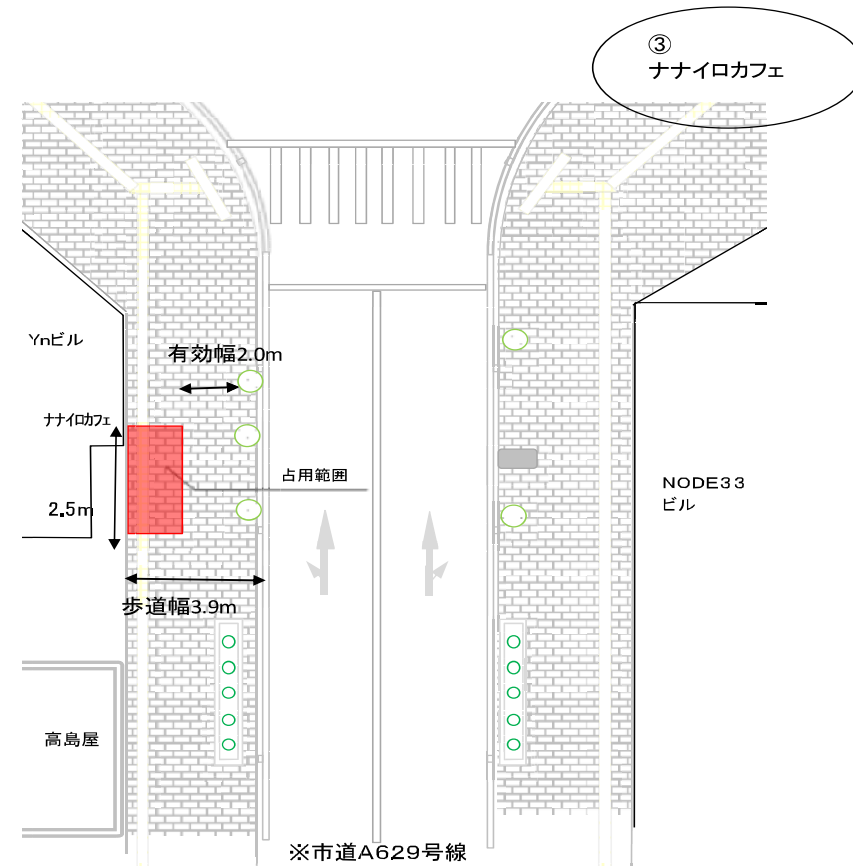
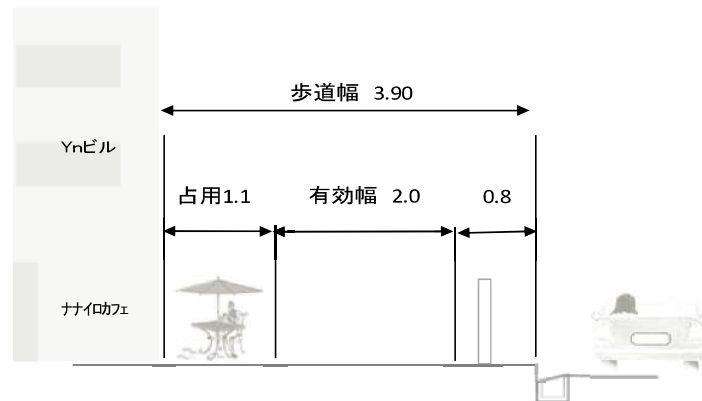


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

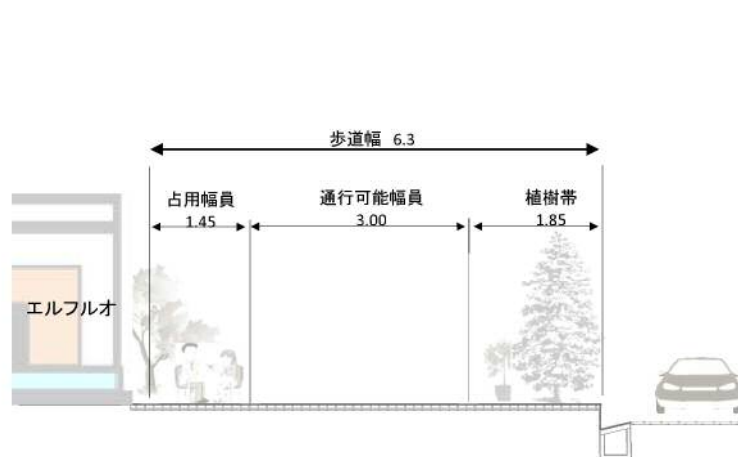


制度別詳細1-1-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(食事施設)



※ 主要地方道藤木高崎線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

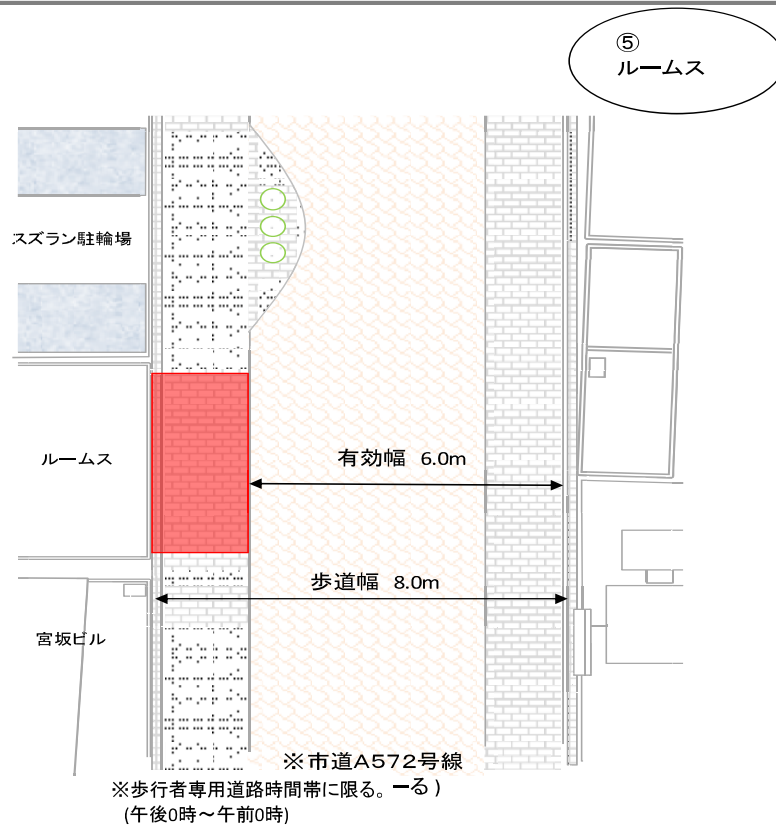
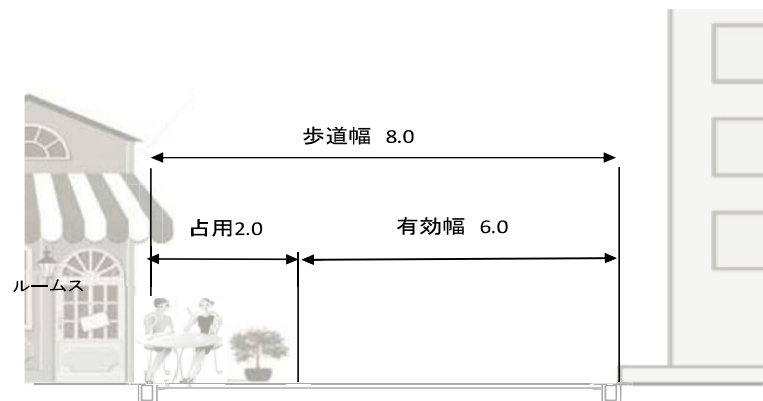


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

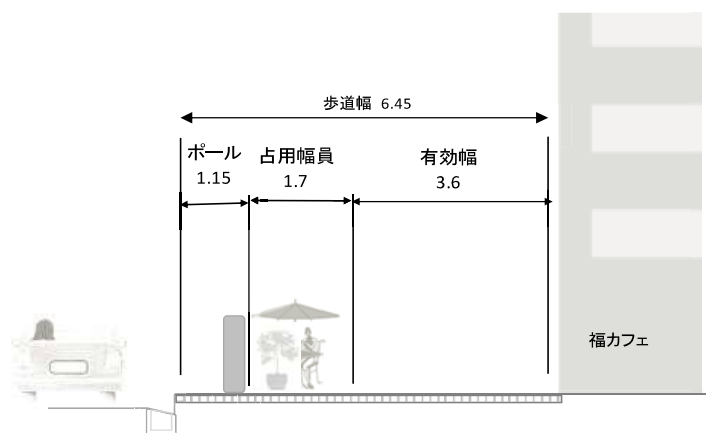
⑤
ルームス

制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

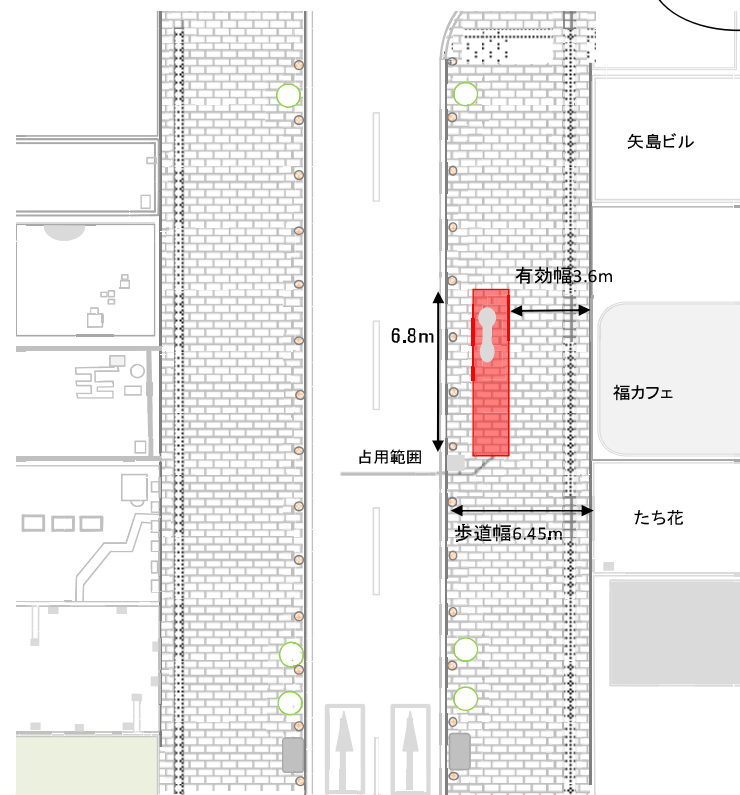
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



※主要地方道藤木高崎線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

⑥
福カフェ

矢島ビル

福カフェ

たち花

有効幅3.6m

6.8m

占用範囲

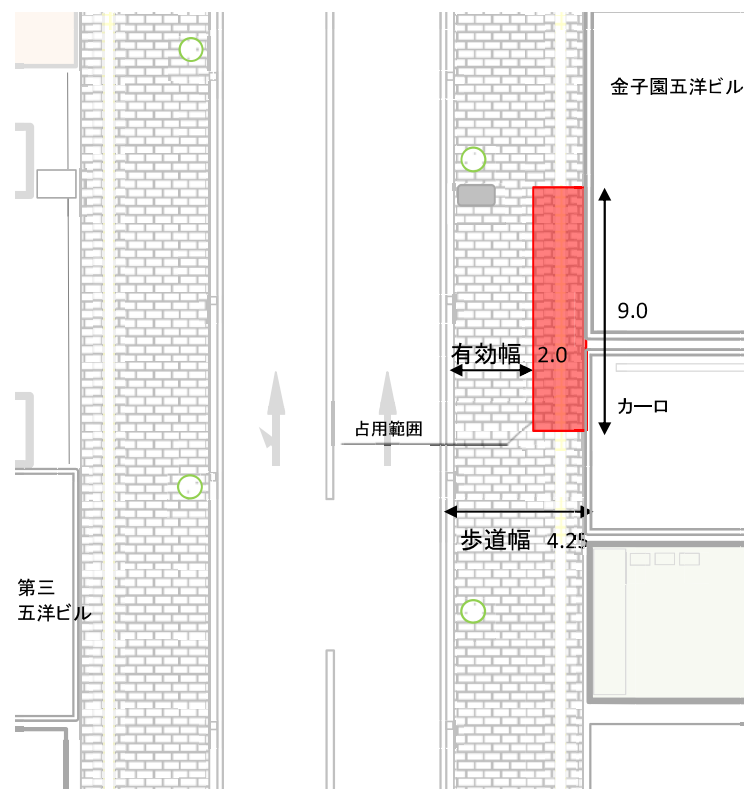
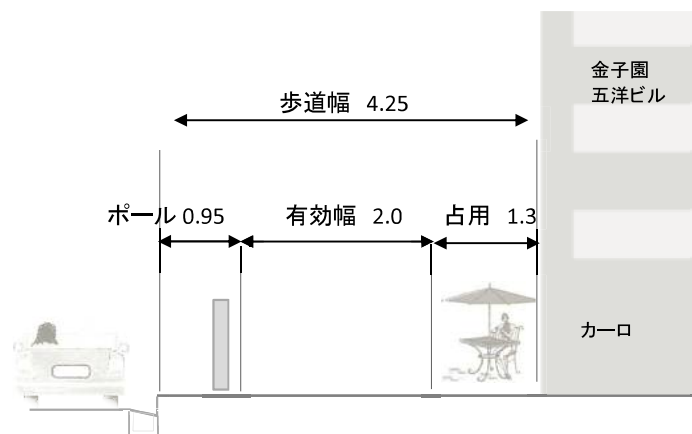
歩道幅6.45m

制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(食事施設)



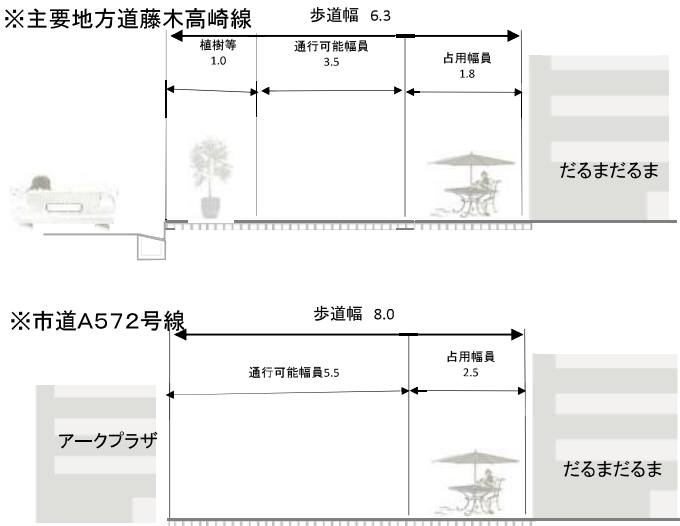
凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



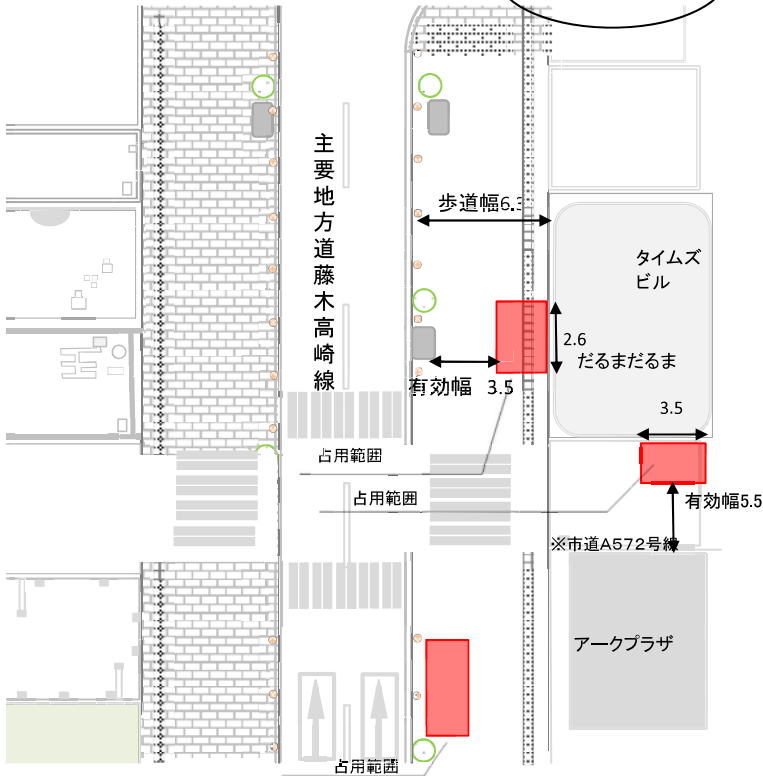
※主要地方道藤木高崎線側



※市道A572号線側



※主要地方道藤木高崎線
※市道A572号線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

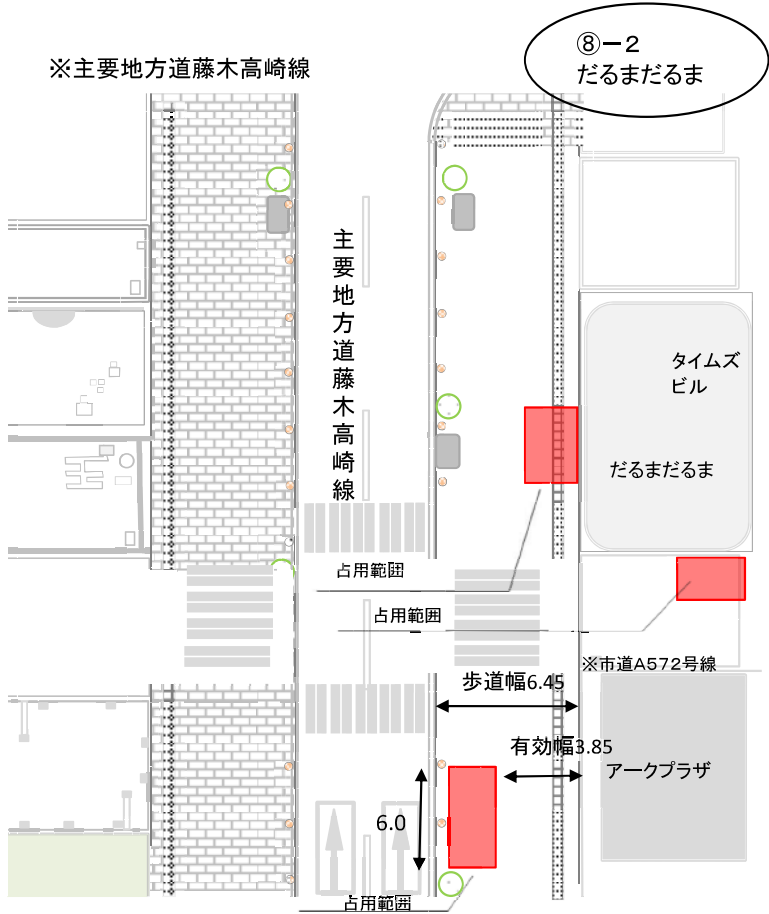
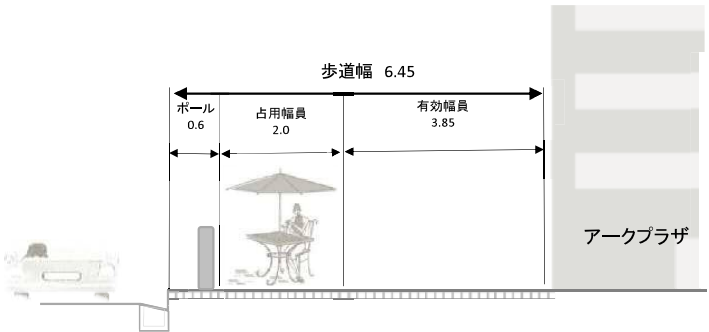


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



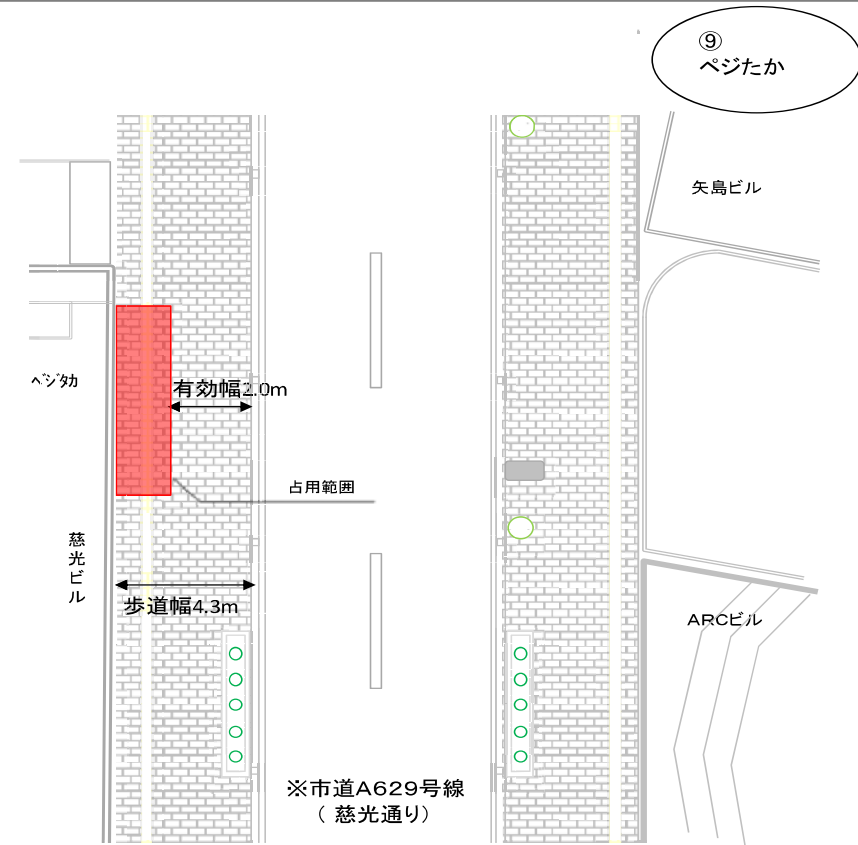
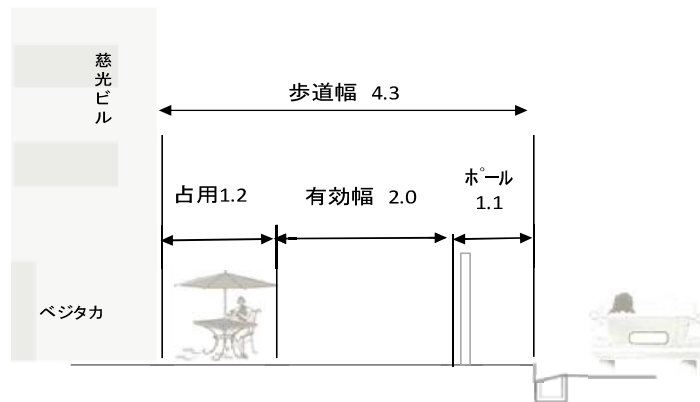
凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

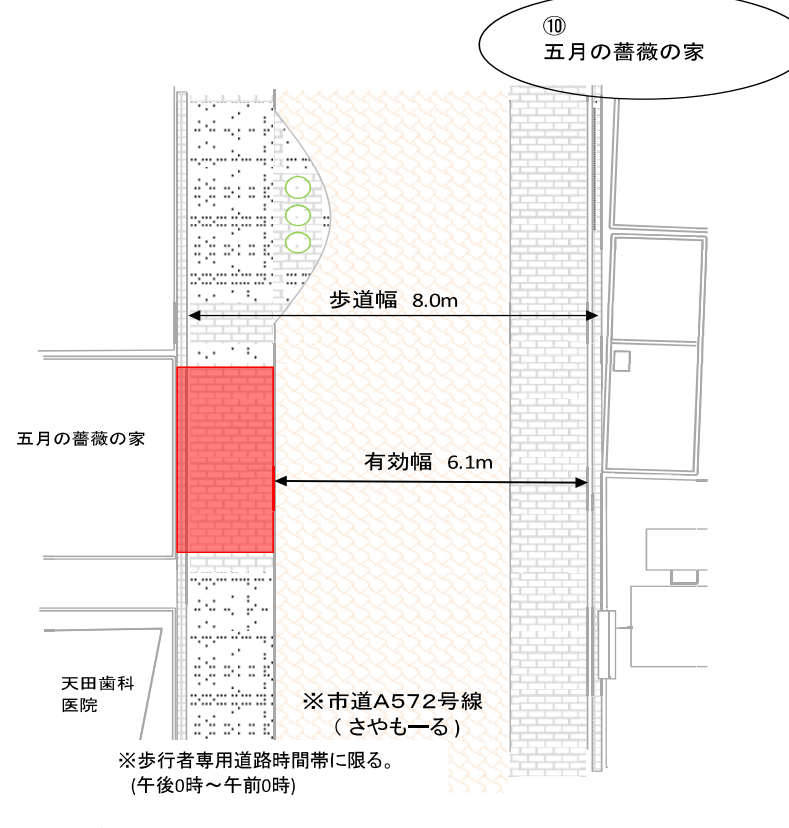
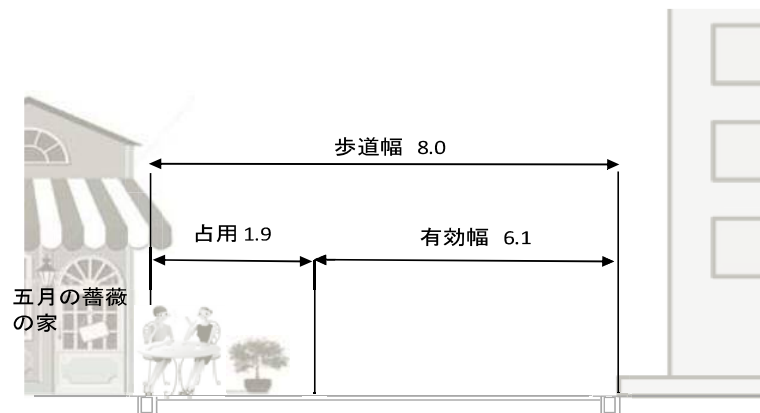


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

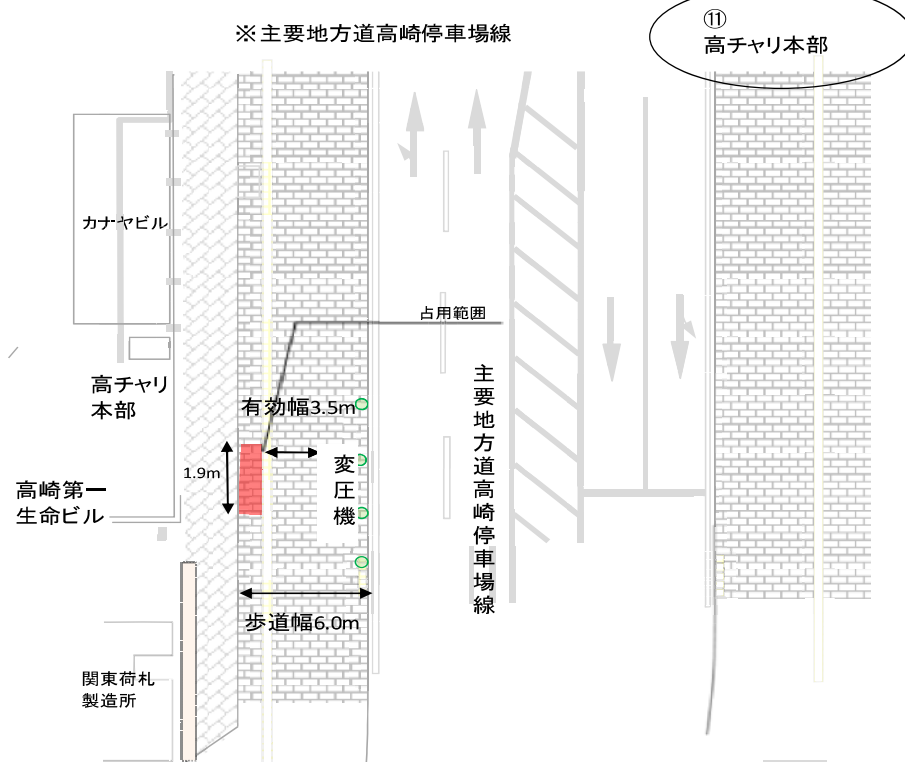
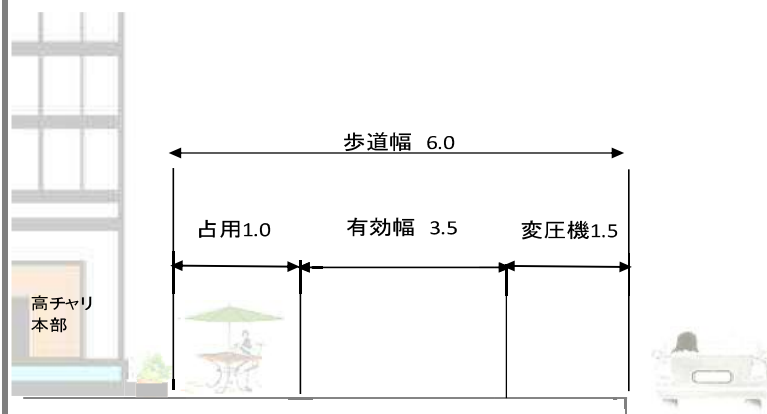


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

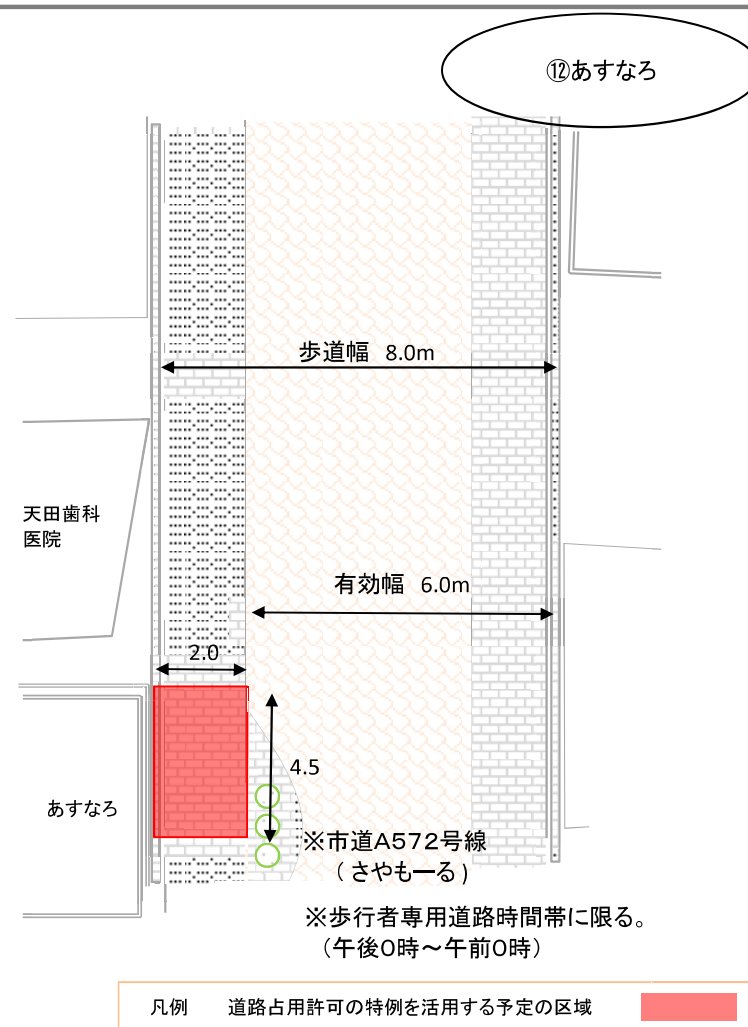
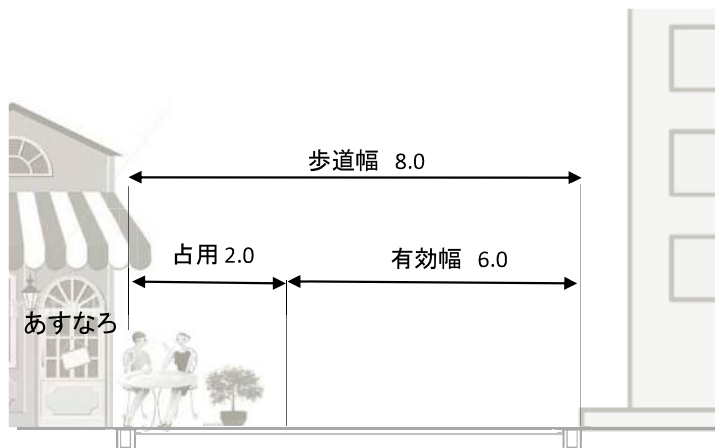


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)

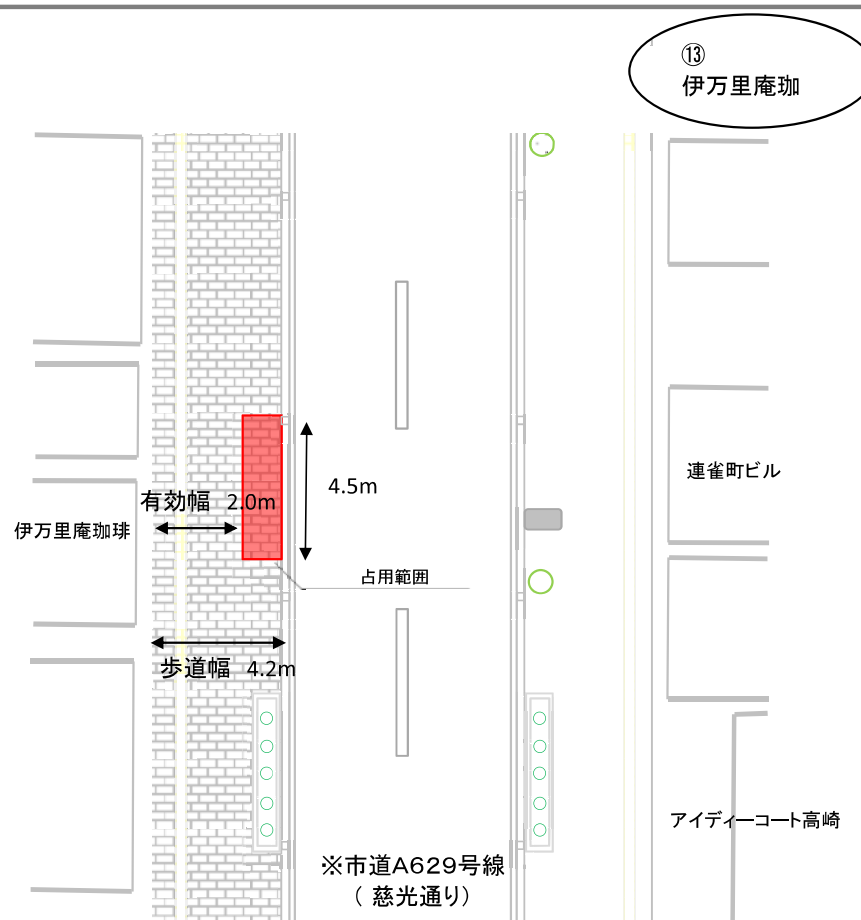
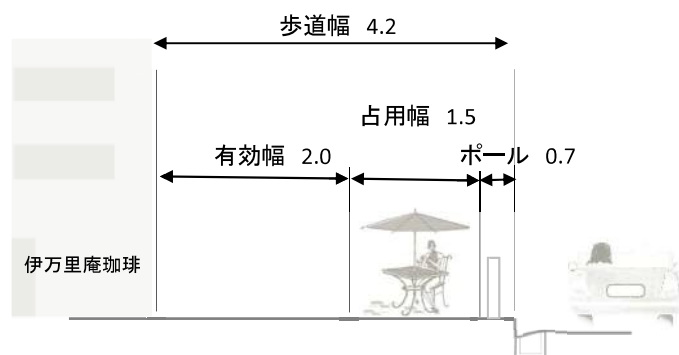


制度別詳細1-1-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(食事施設)



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

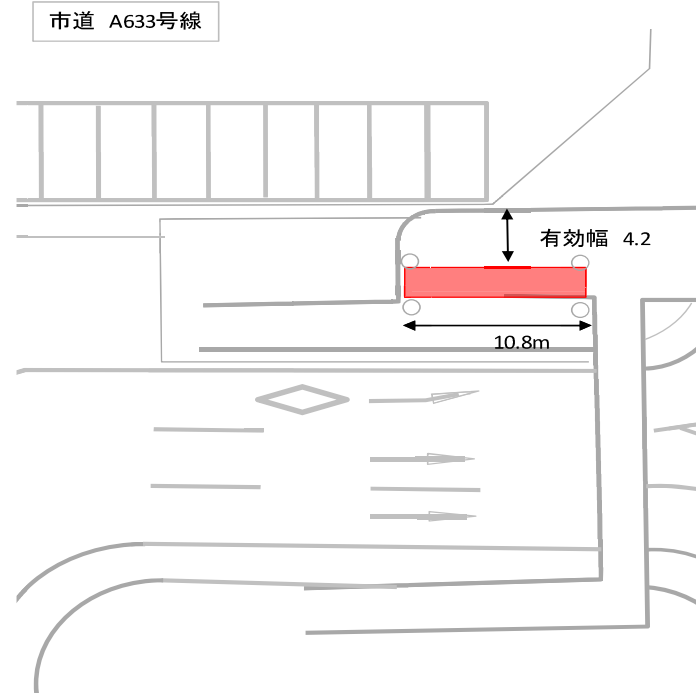
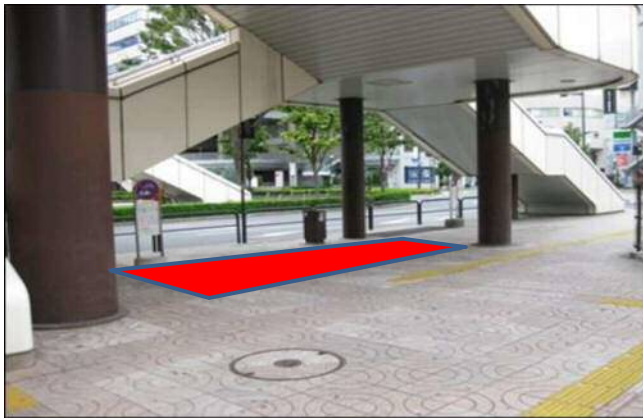
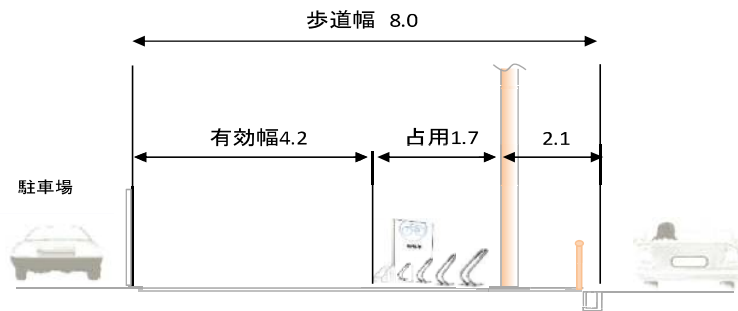
制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2.自転車駐輪器具

①西口ロータリー



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



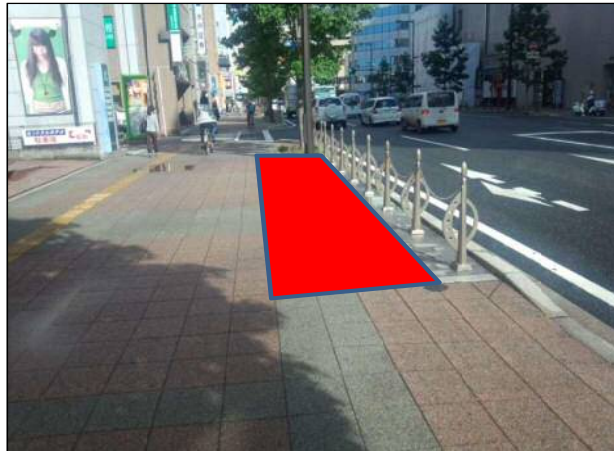
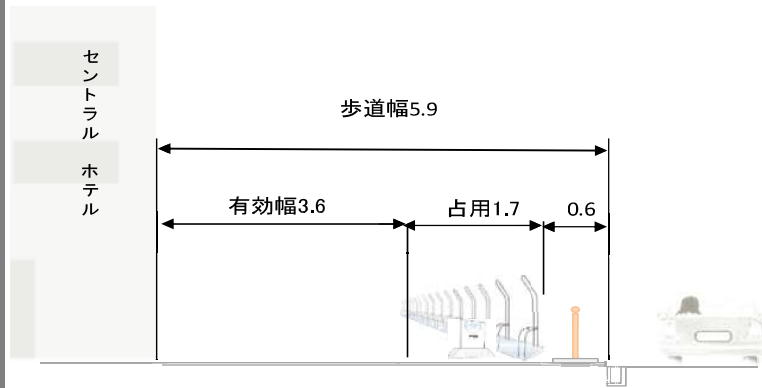
制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

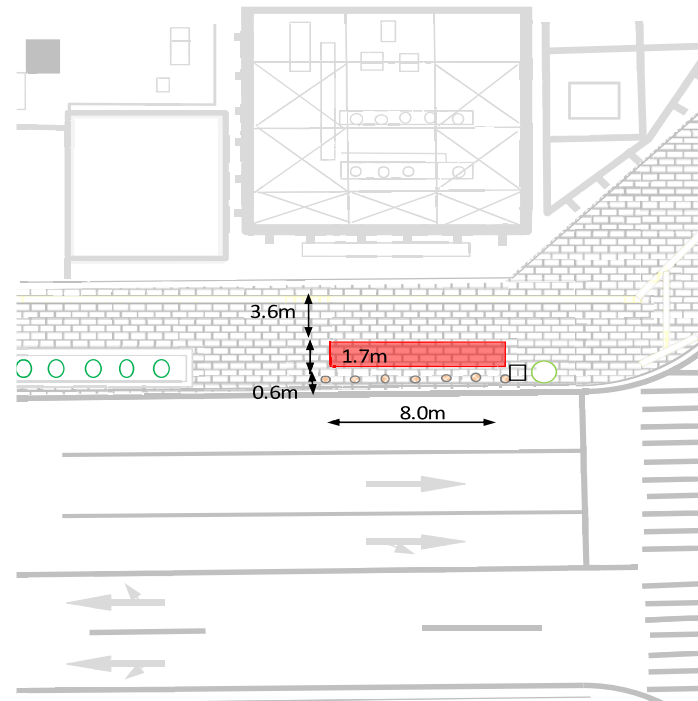
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2.自転車駐輪器具

②セントラルホテル前



主要地方道高崎停車場線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

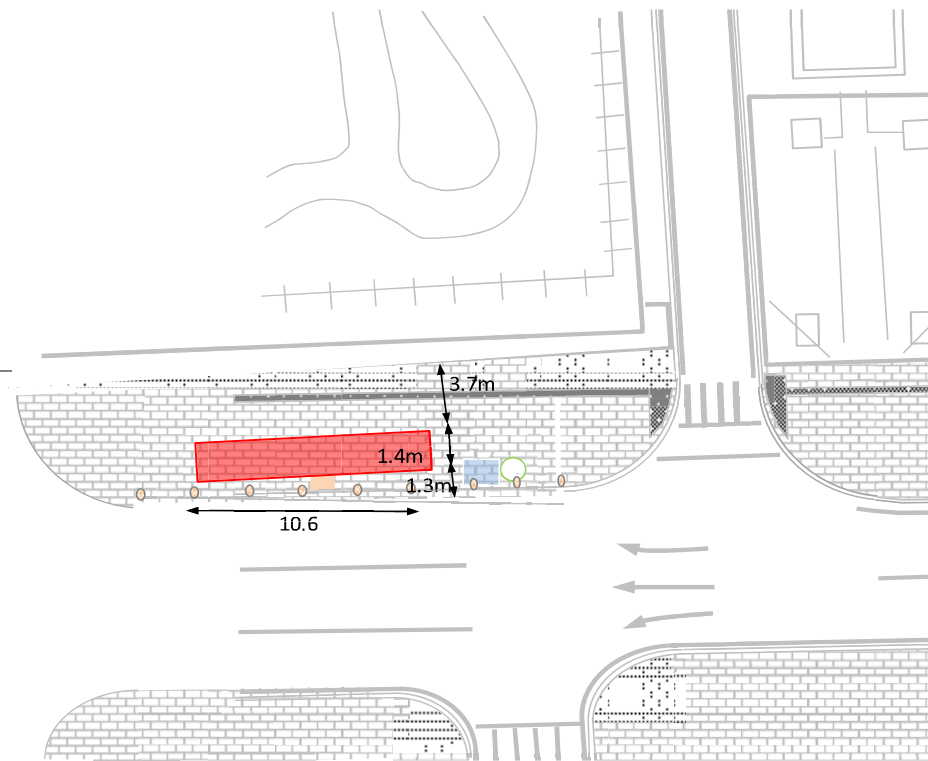
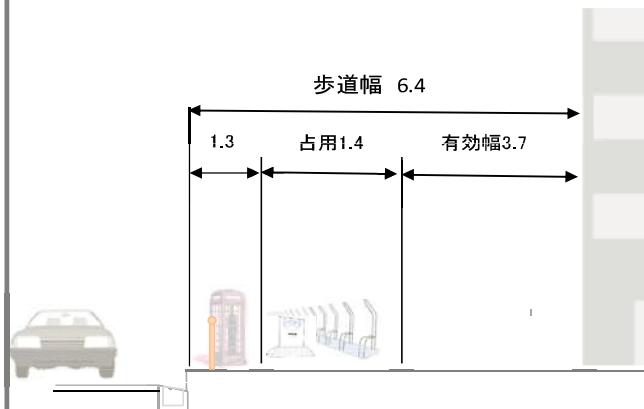
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2.自転車駐輪器具

③スズラン前

主要地方道 藤木高崎線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

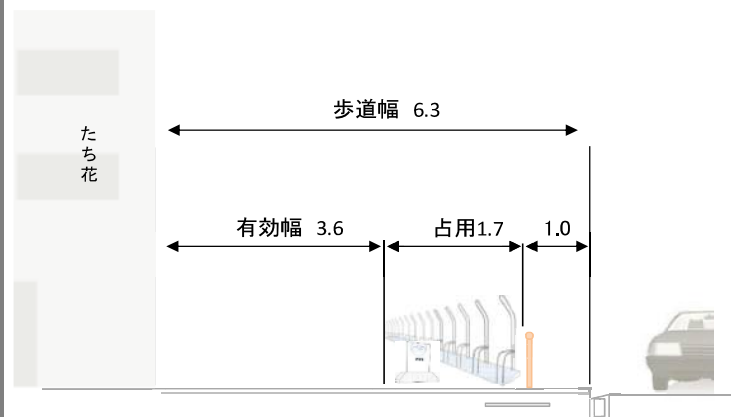
制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

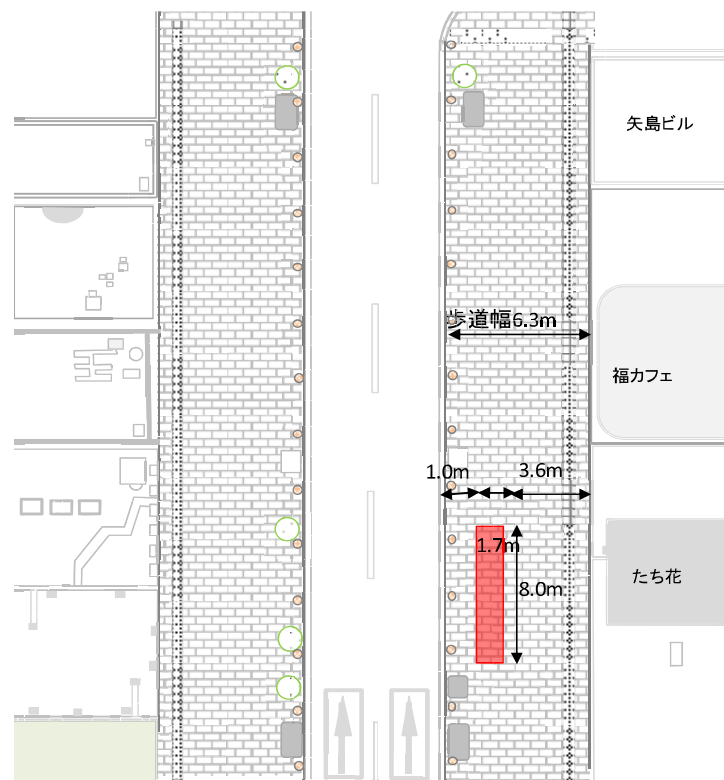
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2.自転車駐輪器具

④たち花前



主要地方道藤木高崎線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



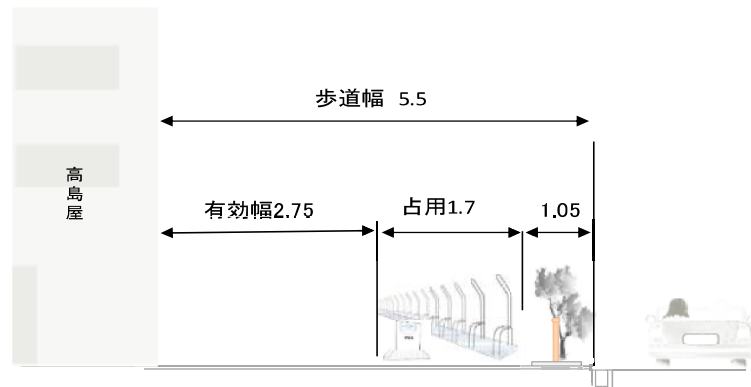
制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

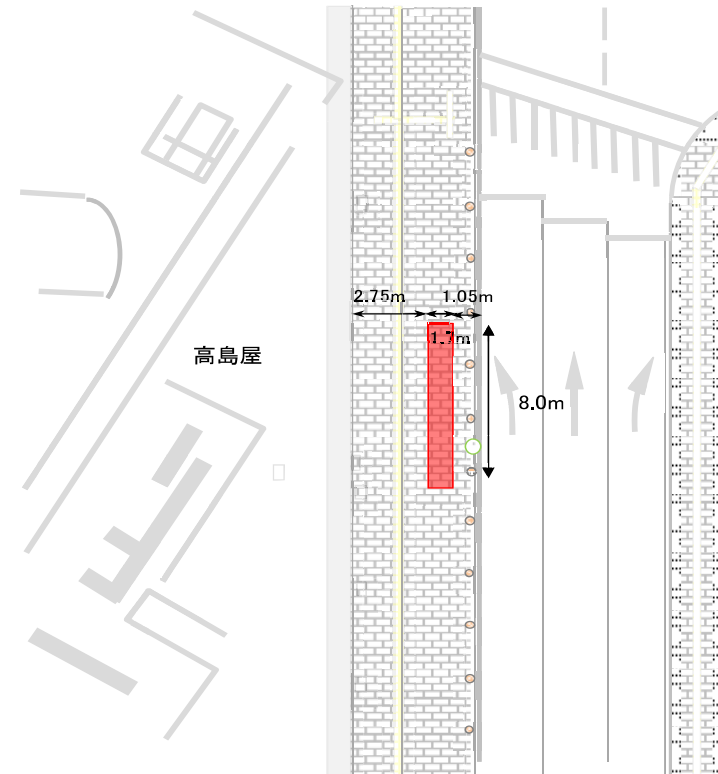
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2.自転車駐輪器具

⑤ 高島屋前



市道A654号線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

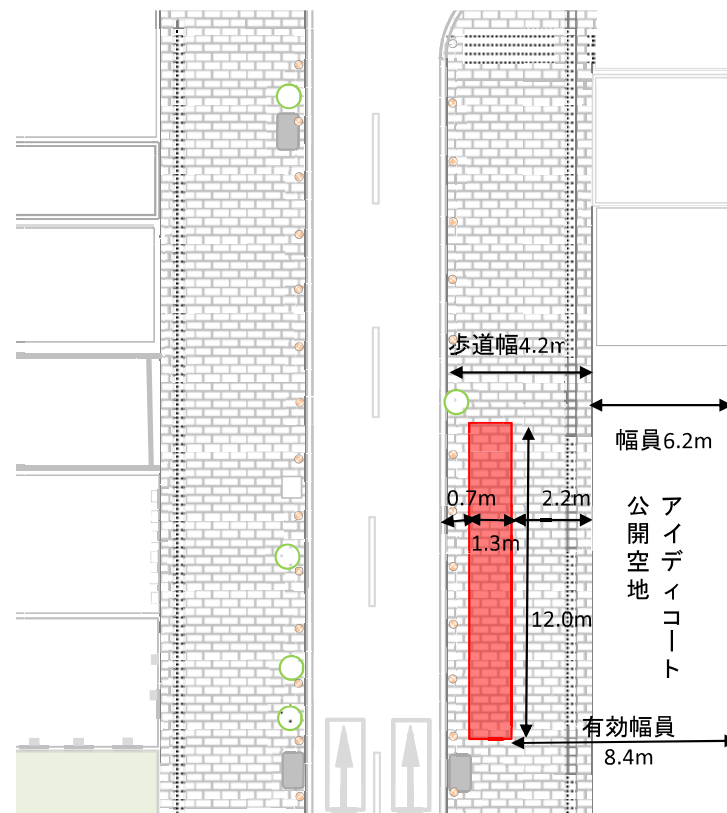
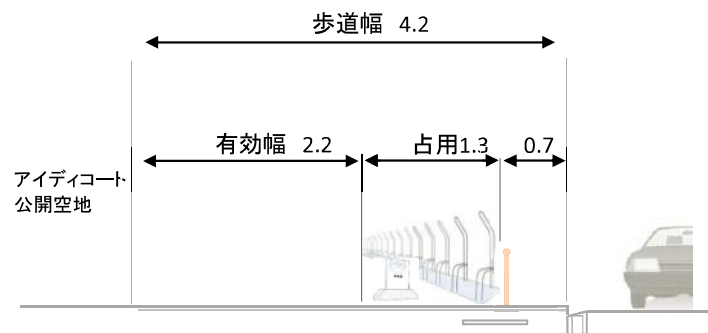
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2.自転車駐輪器具

⑥慈光通り

市道A629号線(慈光通り)



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

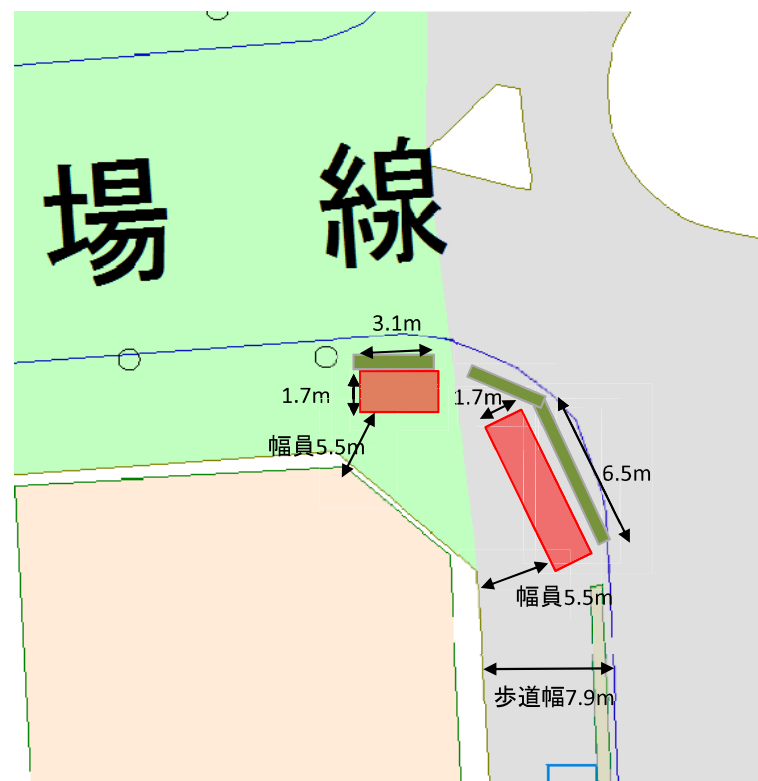
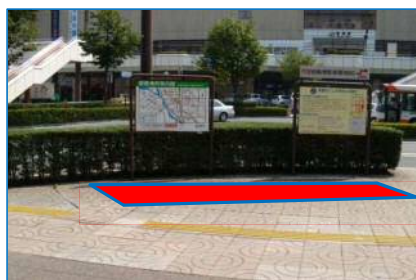
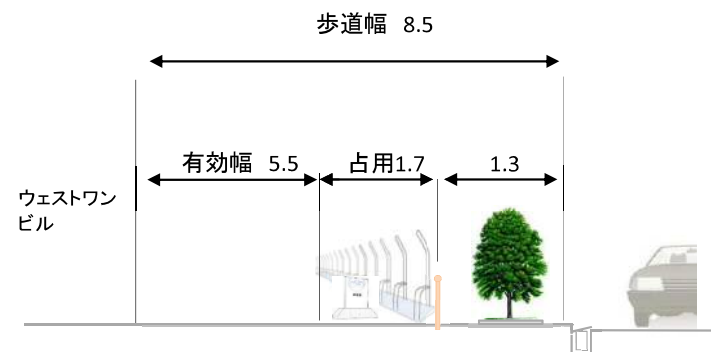
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2. 自転車駐輪器具

⑦ 駅西口広場

市道 A654号線

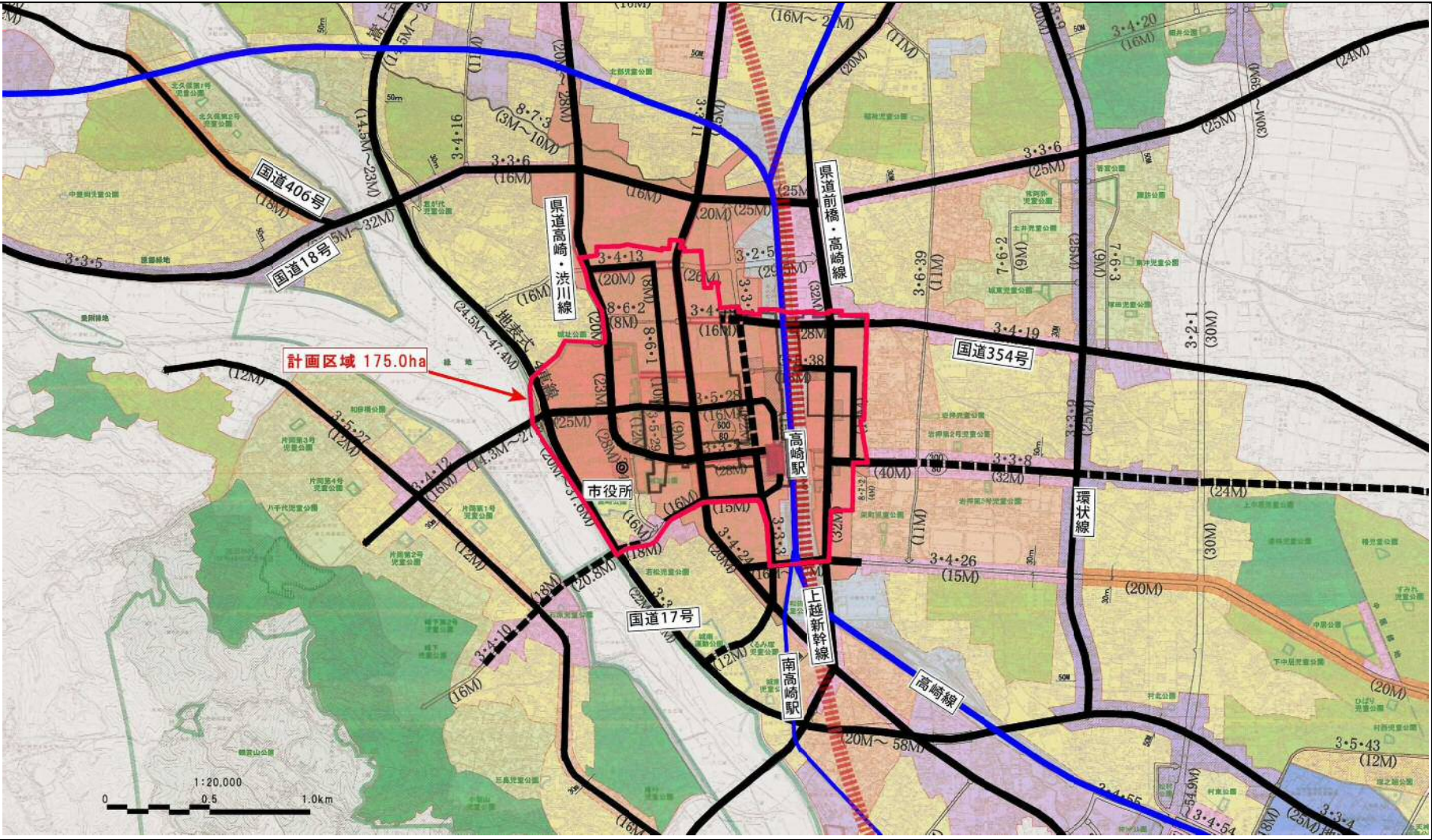


凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



都市再生整備計画の区域

高崎市中心市街地地区(群馬県高崎市)	面積	175 ha	区域	旭町、あら町、鍛冶町、嘉多町、北通町、九蔵町、鞆町、下横町、白銀町、真町、新紺屋町、砂笥町、田町、高砂町、椿町、通町、中紺屋町、榑物町、宮元町、本町、元紺屋町、八島町、寄合町、羅漢町、蓮雀町(一部)東町、江木町、栄町、下和田町5丁目、高松町、鶴見町、若松町、和田町、柳川町、弓町
--------------------	----	--------	----	---



高崎市中心市街地地区(群馬県高崎市) 整備方針概要図

目標	【目標1】広域圏からの来街者の増加	代表的な指標	高速バス乗り入れ便数(便/日)	35 (H22年度) → 42 (H27年度)
	【目標2】まちなか回遊性の向上		中心市街地循環バス利用者数(人/日)	74 (H22年度) → 89 (H27年度)

